

事務連絡
令和2年4月17日

各

都道府県
指定都市
中核市

 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

妊婦用マスクの取扱いについて

平素より、母子保健行政に格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、お送りしたマスクの中に、一部、汚れが付着したものや髪の毛が混入したものなど、事業を行う上で問題となりうるマスクが含まれていたことにつきまして、心からお詫び申し上げます。

昨日の事務連絡でお送りしたとおり、これらのマスクについては、別途保管いただき、妊婦への配布は控えていただくようお願いいたします。

また、個包装されていないマスクについては、4月15日付の事務連絡別添1問2において「1枚ずつ個包装」されているマスクを配布する旨をお示ししていた中で、妊婦の方々に一刻も早くマスクをお届けするために調達作業を進めていく過程において、結果的に事前にお示しした内容と異なる形での送付となったことにつきまして、改めてお詫びいたします。

今回、当面の取り扱いとして、以下のように、取り扱いを整理させていただきました。

- ・個包装されているマスクは、個別に郵送する場合を優先していただきたいこと
- ・個包装されていないマスクについては、衛生管理を徹底した上で窓口で直接配布することは差し支えないこと

各都道府県ご担当者様におかれては、大至急、管内の市区町村への連絡をお願いいたします。

何卒、よろしく願い申し上げます。

(連絡先)

厚生労働省子ども家庭局
母子保健課 予算係、母子保健係
Tel:03-5253-1111
(内線 4975、4977、4978)
Fax:03-3595-2680
E-mail:ninpu-mask@mhlw. go. jp